

地域自然回復のために NPO 法人 森林再生支援センターニュース

発行：2001.3.1 特定非営利活動法人森林再生支援センター 理事長 村田 源
〒603-8145 京都市北区小山堀池町 28-5 TEL/FAX 075-211-4145
ホームページ：http://www.crrn.net / E-mail：info@crrn.net

緑化における「郷土種」問題

特定非営利活動法人森林再生支援センター

副理事長 藤田 昇（京都大学）

日本は農業が盛んでしたが、山がちで、現在でも森林面積は国土の過半数を超えています。このように、森林に恵まれた国であるのに今なぜ森林再生に取り組まなければならないのでしょうか。それは、日本の森林がいろいろと危機を迎え、森林の荒廃が進行しており、このまま放置すると将来に禍根を残すと思われるからです。

日本の森林が抱える問題には、多雪地を除く日本の森林がシカ類による食害のために再生しなくなっていること、日本の森林面積の多くを占める人工造林地が不良造林地化していること、大気中の二酸化炭素濃度の上昇という地球環境問題と森林の再生、木質資源の活用、里山が変質し生物多様性が低下していることなど大きな問題がいろいろありますが、今回は「郷土種」という名前で外国の植物が多数輸入され、緑化に用いられている問題を取り上げます。

(1) 郷土種とは

郷土種と聞けば、常識的にはその地域に自生する植物のことであると誰でも思うでしょう。しかし、緑化関係者の間では研究者も含めて、中国など外国から輸入した植物であっても、日本に自生するのと同じ種の植物であれば、郷土種というそうです。驚くべきことに、実際に郷土種と呼んで緑化に用いる植物の大半は外国産の植物になっているそうです。私のように緑化の現場を今まで知らなかった人間にとって、信じがたい話でした。

(2) 外来生物の問題

かつては、道路などの造成により裸地ができた後の緑化に当たっては、外国産牧草など日本に自生しない、外国産

の植物が使われていました。外国からの外来生物は、セイタカアワダチソウのような植物や、オオクチバス・ブルーギルの魚類に見られるように、何らかの形で侵入したり、人間によって導入されたりすると在来の生物を駆逐して優占し、日本の生態系に大きな影響を与える場合があります。

したがって、外来の植物を緑化に用いることは一般的に言って好ましくないとされます。外来植物を緑化に用いることに対する批判から出てきたのが郷土種を用いるという発想だと思います。

(3) 外国産でも日本にある種なら良いのか

郷土種といっても、はじめに述べたように、実際にはその地域に自生している植物ではなく、大半は中国など外国産の植物が使われています。生物はその種の進化の歴史を反映したその種特有の変異を持っています。同じ種であっても、日本産と中国産の植物はたとえ外見上見分けがつかないものであっても、遺伝的には変異を生じていて同一とはいえません。

それに加えて、同種であるが故に生じる問題があります。日本産の植物と交雑したり（遺伝子汚染）全く別種の帰化植物よりもニッチが似るので日本産の植物をより強く駆逐したり（競争排除）という深刻な問題が起こります。

もちろん、日本産でも違った地域の植物を導入すると似たような問題が生じます。動物でも、ホタル、メダカ、コアユなどの放流が良いことのように行われていますが、その種の歴史の中で形成されてきた、地方毎に異なる遺伝的・形態的性質（地理的変異）が乱されていることには変わりありません。

(4) 言葉によるごまかしはやめよう

もちろん同じ地域であっても、個体によって変異があるので、造成によって絶滅した植物個体や個体群と同じ遺伝的組成の個体や個体群は当然存在しません。緑化に際しては、その地域の植物が遺伝的に攪乱される問題は大きなり小なり生じます。その意味で厳密には郷土種は存在しませんが、何がよりましたのかということです。

私は以下のように考えます。1) なるべく自然は破壊しない。2) 破壊する場合でも、その地域の希少植物は絶滅させない。3) 緑化の場合はその地域の植物群落を復元するようにする。環境に影響がなければ裸地のまま放置して遷移にまかせることもあり得る。4) 外国産や遠方の「郷土種」を植えるぐらいなら蔓延しない外来植物を植えた方がましな場合が多々存在する。

いずれにせよ、外国産の植物を郷土種とごまかして呼んで、あたかも良いことをしているかのように装うのではなく、少なくとも外国産であることを明確にした上で、その植物を緑化に用いることの是非を検討すべきです。

(5) コスト主義で良いのか

緑化関係者によると、その地域の植物で緑化するのが良くても、コストの点で引き合わないそうです。そのくせ、元請けから子請け、孫請けと下って、実際の施工には入札金額の三分の一以下しか使われないという無駄があってもあまり問題にされていません。

しかし、地球環境問題や将来の人類の生存を考えると、安いかからといって外国の熱帯林や亜寒帯林を破壊して材を輸入し、国内の森林は荒廃にまかせたままというようなコスト主義は国際的にも通用しなくなっています。

炭素税、環境税が検討されるようになった現在、予算、お金は無駄なく有効に使うが、人類の生存のために必要なコストは負担し、単に個々の種だけではなく、それぞれの地域環境と一体となって存続してきたそれぞれの地域の植物群集が一体として保全されるように緑化、森林再生をはかるといふやり方こそ郷土種を用いた緑化といえるでしょう。

21 世紀における環境行政のあり方

環境省自然環境局自然環境計画課

調査専門官 則久 雅司

1. はじめに

環境省の発足を迎えて

平成 13 年 1 月 6 日、中央省庁等改革により「環境庁」は「環境省」となった。21 世紀における環境行政のあり方を述べるに先立ち、環境行政の保全等のハブとなるべき環境省の姿について説明する。

環境省では、従来からの自然保護、公害規制、地球環境の保全等の事務に加えて、新たに廃棄物対策や動物管理事務を専管事務としたほか、放射性物質のモニタリングや森林・河川行政など各省庁との共管事務も増加している。組織としては、厚生省から廃棄物部門が移管され、廃棄物リサイクル対策部が新設されたほか、地球環境部が地球環境局へ格上げされるなど、大きな改組が行われている。

自然保護行政の分野では、従来の自然保護局が自然環境局へと名称変更されるとともに、動物管理事務が総理府から移管されたほか、森林、河川、緑地などの行政が農林水産省、国土交通省などとの共管事務とされた。局内各課

室の構成に大きな変化はないことから、自然保護行政に大きな変革はないとの見方をする向きもあるが、自然保護局から自然環境局に名称が変わったという事実は重要であり、貴重な自然を保護することを中心とする行政から、身近な自然環境の保全、さらに破壊された自然環境の修復・創造へとその行政範囲が大きく広がったことを象徴する。

つまり、自然環境局が施策の対象とする土地は、国立公園や鳥獣保護区などの優れた自然環境を有する指定された保護地域から、干潟や里地・里山、さらには都市部などへと広がり、対象とする生き物も、トキ、イリオモテヤマネコなどの絶滅のおそれのある貴重な動植物や狩猟鳥獣などから、身近な野生生物、さらにはペット等の愛玩動物にまで広がっている。本稿では、このような変化を踏まえつつ、21 世紀の環境行政、とりわけ森林再生支援センターと深い関わりを有することとなる自然環境行政のあり方について論じてみたい。

2. 今後の自然環境行政が果たすべき役割

平成4年6月の「環境と開発に関する国連会議」(いわゆる地球サミット)において「生物の多様性に関する条約」(以下、生物多様性条約という)が157ヶ国によって署名されて以降、同条約の批准、発効を経て、同条約第6条に基づき平成7年10月に地球環境保全に関する関係閣僚会議において「生物多様性国家戦略」を決定した。この国家戦略は、生物多様性の保全に係る施策を国のレベルで初めて位置づけたものであり、今日までのわが国における自然環境行政は、この国家戦略を重要な柱の一つとして進めてきた。

しかし、生物多様性国家戦略の策定後5年を経過して顧みられたとき、従前からの自然保護行政の枠組みの中で、生物多様性保全を実現していく不十分な課題が数多く表れてきている。これらの課題を克服していくことが今後の自然環境行政の大きな目標となるが、課題の一部を簡単に説明することとしたい。

1) 自然公園における野生動物の保護

わが国の国土面積の14%を占める自然環境に係る保護地域制度が、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園からなる自然公園制度である。すぐれた自然風景の保護と利用の増進を目的とする同制度は、国公私有地の区別なく、非常に広範な地域を保護のために囲い込むことを可能にしたという点において重要な役割を果たしてきたことに疑いはない。

しかし、生物多様性の観点から見た場合、国立・国定公園の特別保護地区という極一部の核心地域においてしか、動物の捕獲殺傷が禁止されていないなど、野生動物を含めた生物多様性の保全の観点からは十分なものとは言えない。生物多様性国家戦略やその上位計画にあたる環境基本計画においては、まとまりのある大面積の保護地域が適切に管理され、かつ、緑の回廊などによりこれらの保護地域間の相互に有機的な連携を図るべき旨が唱われているが、有機的連携を図る以前の課題としてこれらの保護地域の核となるべき自然公園において十分な動物保護が実現できていないのである。今後、国立公園をはじめとした自然公園制度における動物保護の施策を実現していくことが必要である。

2) 保護地域に指定されていない地域の自然環境の保全

生物多様性国家戦略の策定と時期を前後して、国立公園などに指定されていない比較的身近な自然環境の保護をめぐ

る問題が数多く見受けられるようになってきた。狭山丘陵における雑木林の保護活動(トトロの森)、諫早湾の干拓に

対する反対運動、藤前干潟の埋め立てをめぐる対立と計画の断念、海上の森における愛知県万博会場計画に対する反対運動と計画の変更などが代表例と言える。以前であれば、重要な場所とは認識されていなかった干潟や里山といった自然環境の保全が重要な課題とされたという点において特徴的であったが、今日では、もはや、干潟や里山が生物多様性の保全において果たす役割について異論はあるまい。

では、自然環境行政として、干潟や里山といった地域をどのように保全していけるのかと考えた場合、有効な手法を十分には持ち合わせていないことに気がつく。各種の保護地域制度を用いてこれらの地域を規制的手法により保全していくことは困難であり、規制的手法によらない他の行政手法により、その保全を実現していくことが求められる。

3. 今後の自然環境行政において採用すべき手法

1) 各省連携施策の展開

21世紀の自然保護行政を進めていく上で、採用すべき手法も従来とは大きく異なってきている。今回の環境省発足に伴い、森林、河川、緑地などの行政が共管事務とされ、国レベルでの各種計画を各省庁が策定する際に、環境省もこれに関わるようになったが、これは、各省庁の施策を個々の許認可の段階で事後的にチェックする立場をとるのではなく、国の各種政策立案の段階から共同連携しつつ自然環境行政を進めていく立場をとるよう期待されてのものである。

環境省は、各省庁の施策を自然環境の保全を目的としたもの又は保全に十分に配慮したものに誘導していかなければならない。とりわけ、自然環境のネットワーク化実現のためには、各省庁共同で連携施策を進めていくことが重要である。

2) パートナーシップと情報公開

各省との連帯施策以上に重要なのは、国をはじめとする行政機関と地域住民、NGO、民間企業などのパートナーシップによる自然環境の保全である。あらゆる行政において共通に言えることではあるが、今日では、行政への住民参加は当たり前となりつつあり、とりわけ環境行政にとっては住民参加が重要視されている。

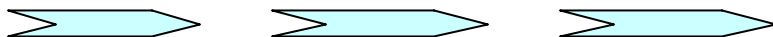
しかし、住民の参加を有効なものとしていくには、行政

と住民との間で情報が共有化されている必要があり、情報公開法に基づく国民からの開示請求を待つのではなく、インターネットなどを活用して行政側から様々な情報を積極的に提供し、自然環境に係る情報を行政と国民との間で共有のものとしていくことが重要である。

4. おわりに

現在、環境省では、策定後5年を経過した生物多様性国家戦略の改訂作業に着手したところである。「生物多様性」・・・なかなか理解の難しい概念であるともいわれるが、

示していくことを考えており、森林再生支援センターの皆様からも忌憚のないご意見を賜ることができれば幸いである。



「人と森との共生 21」の取り組みについて

林野庁近畿中国森林管理局
企画調整室長 木下 敏

はじめに

近畿中国森林管理局では、将来にわたって国有林野事業の使命を果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするという基本的な考え方の下、従来の木材生産機能重視の管理経営から水源のかん養、山地災害防止などの公益的機能重視の管理経営に転換しました。このため、今度の管理経営の指針として「人と森との共生 21」を平成 12 年 4 月に策定しました。その概要を次のとおり紹介します。

「人と森との共生 21」

趣旨

管内の特徴、今後の我が国経済社会の展開方法等を踏まえ、

- 1) 自然環境及び生活環境などを重視した国有林野の管理経営
 - 2) 森づくりを担う人づくりと国民参加の森づくり
 - 3) 循環型経済社会システムの構築及び地域振興
- を重点的な取り組み課題とし、これらを総合的に推進するため、「人と森との共生 21」を策定しました。

「生物の多様性」こそは、国土の豊かさを表現するものである。経済性や利便性を追い求めた国土づくりの貧弱さ、そのいっぽうで情緒的、原理的な自然保護論のもつ脆弱さの二つを超えたところに 21 世紀の自然環境行政の姿がある。生物多様性の保全は、21 世紀の自然環境行政においてさらに重要なものとなる。なお、今回改訂する生物多様性国家戦略では、今後 5 年から 10 年間の自然環境行政の方向性を明確に

主な取組事項

1. 美しい里山づくり 21

美しい里山づくり重点地域を定めるなどして、針広混交林化、間伐の実施、住民参加による里山国有林の整備等を行い、多彩な機能を発揮する里山づくりに取り組みます。

- 1) 有識者の意見を反映した里山国有林保全管理計画（仮称）の策定、美しい里山づくり 21 フォーラム（仮称）の開催
- 2) マツクイムシ被害地の整備、都市近郊里山林のピオトープの保全・造成、「美しい里山づくり 21」ボランティアの募集など

2. 里の暮らしを守る 21

都市近郊をはじめとする居住地域近くに位置する国有林（里山国有林）において、地域住民の観点に立った国土保全、防災対策に取り組みます。

- 1) 住宅地の自治会などによるボランティアパトロール隊（仮称）の組織化
- 2) 砂防事業、府県事業、市町村事業等と有機的に連携した効率的な山地防災対策事業の実施など

3. 清らかな水の確保 21

上下流の相互理解に基づく森林整備や複層林施業等による水源かん養機能をより高めるための森林整備等に取り組み、清らかな水の確保に取り組みます。

- 1) 市町村による分収造林等の推進、下流市町村との森林整備協定の締結
- 2) 「清らかな水の確保」をテーマとした教育、体験の場の

設定

- 3) 複層林施業、大径水源林の造成の促進とその基盤となる路網の整備など

4. 自然豊かな深沈生態系の保全 21

貴重な自然を有する国有林において、野生動植物の移動経路の確保、大学等他の研究機関と連携した森林生態系のモニタリング等を行うなど、自然維持機能の高い森林づくりに取り組みます。

- 1) 森の回廊の設定、希少野生動植物保護管理事業、保護林保全緊急対策事業
- 2) 森林生態系保護地域等に対する公募モニタリング事業
- 3) 巨樹、巨木の保全・整備事業、保護林ボランティアレンジャーの公募、ボランティア団体などと連携した「森を救おう 21 行動—木々と鹿との共生を求めて—」(仮称) など

5. 森とのふれあい 21

一般市民が森林づくりに参加できる場の提供、地域等と連携した「レクリエーションの森」の森林整備や利用施設整備を行うなど、保健文化、教育的機能の高い森林づくりに取り組みます。

- 1) 「ふれあいの森」設定の促進
- 2) 一般公募によるレクリエーションの森モニター導入、ボランティアによるレク森美化整備事業、レク森スタンプラリー
- 3) 「一家に一つ森の庭を」ファミリー・フォレスト・ガーデン (FFG) 事業など

6. 緑と森の人づくり 21

青少年などを対象とした森林環境教育の充実、森林づくりに取り組む人材の育成を行うなど、保護文化、教育的機能の高い森林づくりに取り組みます。

- 1) 「こどもの森」(仮称) 設定、森林環境読本の作成など森林環境教育推進のための総合対策

- 2) 「ボランティア養成スクール」(仮称) の開設
- 3) 林業の「担い手の育成」行動計画(仮称) など

7. 木の文化再生 21

世界文化遺産や国宝・重要文化財等の伝統的な建造物が当局管内に数多く所在しており、これらの文化財等を後世に守り伝えていくために必要な景観の保全、檜皮や大径材の

供給に取り組むことにより、「木の文化」の継承、発展に取り組めます。

- 1) 「世界文化遺産貢献の森林」(仮称) 「檜皮採取対象林」(仮称) の設定
- 2) 「文化財等大径材生産林」(仮称) の設定など

8. 活力ある森林づくり 21

間伐の指定や実施方法の改善及び間伐材の需要拡大方策等の検討を進め、あわせて「美しい里山づくり 21」、「清らかな水の確保 21」等との連携により、間伐の適切かつ確実な推進を図ります。

- 1) 間伐促進対策本部の設置、列状間伐、ヘリコプター集材の導入等の間伐の推進
- 2) 流域林業活性化協議会などの場を通じた民有林林業との連携の強化など

9. 森林ゼロエミッションシステム 21

民有林行政施策に協力して、販売が困難な小径間伐材や除伐木を利用したバイオマス発電促進のための事業等に参画することにより、循環型経済社会システム構築に寄与していきます。

- 1) バイオマス発電促進のための事業への除間伐材の安定供給
- 2) 森林系ゼロエミッションシステムモデル募集(仮称) など

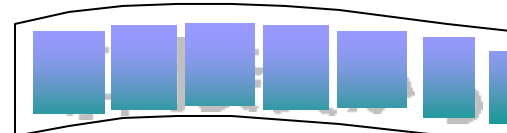
10. 森林情報空間 21 (i-フォレスト 21)

「国民の森林」の実現のために必要な情報を一般市民に積極的に発信するとともに、総合的な政策判断ができる森林管理局となるために必要な情報の収集、分析を行います。1)

- 1) 「農林水産業やふるさとの情報発信基地」の開設
- 2) 「森林の市」の充実、公益的機能モデル林の設定、国有林遠望、巨木等の写真集
- 3) 政策検討のデータバンクの構築など

終わりに

当該ビジョンは、西暦 2000 年を始期とする中長期ビジョンであり、国民の皆さんの国有林に対する要請や経済動向等に対し、必要に応じ内容の拡充を図っていくこととして



放置竹林の現状と社会的背景

柴田 昌三

(京都大学大学院農学研究科付属演習林助教授)

森林再生支援センターは、自然度の高い自然を保護し、その状態を維持していくための組織としての側面も持つものの、どちらかという、これまで人為の影響下にあった自然を相手にした組織であると理解している。そして、そのような空間の一部は、俗に里山と呼ばれてきた地域でもある。

里山の放置とそれに伴う荒廃が嘆かれるようになって久しいが、近年では異なる視点からこれらを見直し、再整備しようとする動きが活発化しつつある。ところがそのような動きの中で、再整備の対象としてどうも素直に認識されにくい存在になっているのが竹林ではないかと思う。少し考えるとわかるように、竹林は日本人の多くが幼い頃に遊び回った風景の中に必ず存在した風景である。私たちはそのような原風景の中で、竹稈を相手にチャンバラをしたり、時には筍をだまっけて拝借したりし、スズメのお宿や蛇がいる空間として竹林を認識してきた。

ただ、それらの竹林の多くは、今みるような荒れた竹林(というよりは竹藪)ではなく、もっとすっきりと管理された竹林であったような気がする。アカマツ林やコナラ林のような他の里山の構成メンバーと同じように管理が放棄されるとともに竹林も竹藪になっていった。

これは、農水省が5年ごとに示している統計の中の、森林面積の中の竹林面積と、林野庁が特用林産物の生産の場として、つまり経営竹林として提示される竹林面積を比べたときによくわかる。前者では、ここ数十年の竹林面積はほぼ横這いで、どちらかという、漸増傾向にある。一方、後者では経営竹林面積は急激に減少し、過去20年ほどの間に半減しているのである。

います。子供たちの時代に残していかなければならない貴重な森林(国有林野)を、皆さんとともに守っていきたくて考えています。

かつては、この両者が示す竹林面積にはそれほど大きな開きはなかった。つまり、日本の竹林の多くはしっかりと管理下にある経営竹林であったと言える。しかし、現在では、この二つの統計が示す竹林面積の開きは年々大きくなる一方で、放置竹林が増加していることがわかる。

竹林が荒廃し、周辺の二次林や植林地にその陣地を拡大しているという話は、過去10年ほどの間に急にいわれるようになってきた。里山の放置が言われ始めたのはかれこれ30年も前の頃からであるから、それに比べると妙なずれがあることがわかる。

これは、何に起因するのであろうか。

考えるに、竹林は里山の構成メンバーの中でも比較的住居に近い部分に位置することが多い植物である。つまり、茶道、華道に代表される日本文化を代表する文化を支える植物素材であると同時に、もっと身近に生活そのものを支えてきた植物として竹があったために、人間は常に身近に竹を置いてきたということがいえる。それほど身近に存在する竹林は、里山そのものの存在価値が失われてもなお、比較的最近まで家からの距離が近いがために、たとえ希薄でも管理が行われていた可能性がある。

父ちゃん、母ちゃんにはお守りをする気がなくても、爺ちゃんや婆ちゃんはまだ家の近くの空間を管理していた。そして、筍を踏み倒しさえすればその拡大を妨げる竹林は、そんなお年寄りの管理によっても十分管理が可能な存在だったのでないだろうか。それをしてくれるお年寄りまでもがわずかになってきた為に、竹林の拡大を阻止する人手

がなくなったのではないかと、という気がしてならない。

こうして過去10年ほどの間に、竹林の拡大は急速に人々に意識されるようになってきた。これは一つにはマスコミの無責任な報道によるところも大きいですが、これを本当の意味で理解して話している人がどれだけいるのか、というところにも大きな問題があるように思われる。

植林地や雑木林への竹の侵入は、話をよく聞くと、ごく最近までお年寄りがしていたであろう管理すらする気がない所

有者の考え方が大きな原因になっていることが多い。筍が竹になる前に、山に行ってそれらを蹴り倒すだけで、竹林の拡大は防止できる。よく「どのような薬をかければ竹を阻止できますか」といった質問を受けるが、生態系にどのような影響を与えるか分からないような薬剤に頼るのではなく、自らが汗（それもわずか）を流してそれを抑えようという気持ちがないことに私は問題を感じてしまう。

また、竹林の拡大が問題にされる時、たいていの場合やり玉に挙げられるのがモウソウチクであることにも問題がある。この問題を取りざたしている人たちに言わせると、モウソウチクが帰化植物であるということが許し難いらしい。モウソウチクが日本に導入された時期は明白ではないが、モウソウチクが導入された地であると立候補している土地は全国に数カ所ある。しかし、どれほど古いとしても、これは18世紀のことであり、これより遡ることはないようである。これらの謂われのあるモウソウチク達は、高僧が持ち込んだとか、武士が持ち込んだと言われており、真偽のほどは確かではない。

もっと庶民的なレベルで南西諸島づたいに、さらに古い時代に鹿児島あたりに持ち込まれ、徐々に広がっていったと考える方が説得力があるような気もするが、いずれにしても、現在ではモウソウチクは過去300年ほどの間に急速に日本中に広がっていったことになっている。

モウソウチクはなぜこれほど急速に広がっていったのであろうか。

それは筍の味にある。人によって好みはあるし、鹿児島のような地域では、今でもモウソウチクは数ある竹の中でも筍の味は第4位に甘んじているが、総じて日本人はモウソウチクの筍の味に参ってしまった。日本人がモウソウチクの筍の味に気づいたのは200年足らず前のことであったようで、京都西郊がモウソウチク筍栽培の先進地帯となっていた。

モウソウチクが現れるまでの日本では、大型の筍はハチクくらいしかなかった。マダケも食べられるが、その味はこれら2種に比べると劣る。

こうして、モウソウチクは日本人に旬を感じさせる筆頭のような食べ物になり、明治以降、急速にその植栽面積を増やしていった。今日の日本人にとって筍と言えば、モウソウチク筍を意味するほどに、モウソウチクの一般性は増していった。

このモウソウチクが、中国からの外圧による筍産業の

衰退と共に放置され、拡大を始めたのである。モウソウチクは、その自生地といわれる揚子江下流域をみると、かなり乾燥した表土の薄いところでも、細い稈を出して広葉樹類と混生している。つまり、ある程度環境条件が乾燥し、土壌条件が劣っていても、生き延びることができることがわかる。その旺盛な繁殖力は、日本では周辺の植林地や二次林の平均樹高を上回る成長量となって示された。そして、その段になって初めて、モウソウチクが導入種であるということに気づき、日本の生態系を混乱させる筆頭者のような扱いがされるようになったのである。

もちろん、モウソウチクは帰化植物に属する存在であろう。しかし、過去少なくとも100年以上にわたって、農作物としての筍を供給し、様々な生活資材としての稈を提供してきたモウソウチクを、導入種という言葉でばっさり切ってしまうっていいものであろうか。

我々は、今さら生活の中からモウソウチク竹材とモウソウチク筍を消し去ることができるのであろうか。

モウソウチクは帰化植物であり、それがはびこることは許されるべきではない、という考え方が一般化し始めると共に、一般の人々はモウソウチクだけではなく、竹そのものが良くない存在であるかのように錯覚するようになりつつある。多くの印刷物や報道では、「モウソウチク林」ではなく「竹林」として、その拡大が述べられるからである。

私たちはもっと正面から植物と向きあい、正確な情報をもたなければならぬ。また、茶の間のテレビから情報を得るのではなく、自らがその場に言って得た情報だけを信じるようにしなければならない。これが竹研究者としての私の意見である。

竹は重要な生物資源であったが、おもしろいことに品種改良という行為を一切はねつけてきた植物群である。多くの農作物や有用林業樹種が品質改良を重ねた上に作り上げ

られてきたことを考えると、このことは大変興味深いことである。現在置かれている竹の悲劇的な状況は、農作物のように管理を放棄されることによって保護されないだけで消え去るような作られた種ではなく、厳しい管理によってしか人間の思うがままに操れない状態のままに現在を迎えてしまった竹の強靱な植物としての強さによるところが大きいと思われる。

<センターはどのような役割を果たせるのか？>

センターを立ち上げて一年間を経過しました。自然保護、自然の新たな育成、地域環境のあり方などを、それぞれのモチベーションの中で考えながら、何らかの社会貢献を果たせばという、ささやかな願いで出発したのですが、実際にこの短い間で手掛けることができたことは、そう多くはなかったかもしれません。

シカの食害でいためつけられた大峰山などの原生林、放置によって森林の退行や竹林の拡大が目立つ里山の課題に取り組むのはこれからです。

地域性豊かな環境を取り戻すという点では、どうしても言葉先行になりがちで、実際に手掛ける段になると、さまざまな異論が出てくることは想像に難くありません。

例えば、平安京以前の自然を復元しようという試みでつくられたという京都駅の西にある梅小路公園内「いのちの森」は、京都盆地の原植生についてのコンセンサスがないうちで設計され、そこでの植栽木ははるか遠隔地から持ち込まれたものが中心ですから、当然、批判も出てきます。しかしそこで重要なのは、これを単なる批判に終わらせず、具体的な対案を出し、ともに改善できる力量であると考えます。

自然回復を目的とする緑化や、いわゆるビオトープの創造は、技術、予算、熱意の共有などの点で課題が山積しています。

私たち日本人は、このような竹を大きな土台の一つとして、日本文化を築き上げてきた。一方で未だに数多くの諸国で、貴重な生物資源として竹が注目され、それによって特有の文化が継続されている。日本の竹が置かれている状況は、日本文化の衰退そのものを意味しているようで沈痛な気分になるのが、昨今の私である。

技術面では、基礎科学のバックアップがあまりにも乏しかった現実があって、このため安易で手軽、しかし、高価な緑化の横行を許してきました。多くは公共事業として進められてきたこれらの緑化現場では、いきおい、将来の森づくりへの構想よりも竣工後数年の成果が優先され、結果として、必ずしもインフラ整備としての意義が認められないケースもあります。

私どもには、こういった緑化の多くの例についての検証を具体的に進めながら、こういった考え方、手法に基づくことが、地域性、生物多様性、美しさ、かかわりの豊かさにつながっていくのかという見識を積み上げていくことも、また、期待されているのだと考えています。

事務局としては、会員のみなさま方のご意見やご提案を広く共有できるお手伝いをしていくとともに、事業への具体的な取り組み、参加が容易となるような努力を行っていきたいと考えておりますので、よろしくご協力いただきますようお願いいたします。

(文責：事務局・高田)

センターのあり方論なども含め、ニュースレターへのみなさま方の投稿をお待ちしております。